

盛岡地区介護支援専門員協議会 第 1 7 回 定 時 総 会

期 日 : 平成29年 6月11日 (日)

会 場 : 北日本医療福祉専門学校 レインボーホール

○ 総 会 13:00~13:30

○ 研修会 13:45~17:00

盛岡地区介護支援専門員協議会

〒020-0835 盛岡市津志田26-30-1

(在宅総合センターひだまり事務局 内)

TEL 019-635-1308・FAX 019-635-9075

盛岡地区介護支援専門員協議会基本方針

(運営基準 第1章第1条)

1. 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援すること。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援すること。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援すること。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて支援すること。

盛岡地区介護支援専門員協議会

第17回定時総会・研修会日程

○ 日 時 平成29年6月11日（日）13:00～17:00

○ 会 場 北日本医療福祉専門学校 レインボーホール
（盛岡市盛岡駅西通2-5-15）

○ 日 程

12:20 受 付
13:00 総 会

1 会長挨拶

2 議長選出

3 議 事

議案第1号 平成28年度事業報告について

議案第2号 平成28年度収支決算について

議案第3号 平成29年度事業計画（案）について

議案第4号 平成29年度収支予算（案）について

その他

4 そ の 他

13:45 研 修 会

講演「ケアプラン作成について（仮題）」
ケアタウン総合研究所 代表 高室成幸氏

※ 岩手地区介護支援専門員協議会、盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会の共催となります。

17:00 終了・閉会

議案第1号 平成28年度事業報告について

【提案理由】

平成28年度盛岡地区介護支援専門員協議会の事業報告について、規約第17条（3）により、次のとおり承認を求めます。

平成29年6月 日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

盛岡地区介護支援専門員協議会

平成 28 年度事業報告（案）

総 括

平成 28 年度も会員の皆様方のご協力、ご支援のもと無事に新年度を迎えることが出来ましたことを感謝申し上げます。

総会にてご承認いただいた基本方針、重点項目を中心とした事業計画に基づき取り組んで参りました。下記のとおり 1 年を振り返り総括させていただきたいと思えます。

・ 組織強化への対応

安定した運営基盤の確立と組織強化のため、新規会員の加入促進や賛助会員加入 PR と同時に、会費未納者に対するお知らせに取り組んでまいりました。新規会員と賛助会員の増、会費未納者からの納入増等により、会運営は安定して行えました。今後も入会促進に取り組み、会員にメリットを実感していただける運営を継続していかねばならないと考えます。

・ 委員会活動体制の充実・強化

事業の運営は各委員会を通じ、研修会の開催、介護支援専門員の業務意識の把握のためアンケート調査等実施等事業計画に沿って行うことが出来ました。

今後もこれまで以上に活動体制を強化し、会員のメリットを重視した活動が行えるように改善しながら取り組んで参ります。

・ 関係機関、団体との連携及び合同研修会の開催

地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割やケアマネジメントのあり方、他職種連携に関する研修等、介護支援専門員としての重要なテーマについて関係機関・団体と連携した研修活動を行いました。

今後も会員の意向を踏まえて、各関係機関、団体との連携強化、効果のある研修を開催して参ります。

・ 会員相互の連携、情報交換の場の充実

研修会とリンクさせ交流会、情報交換会を開催しました。参加者が少ないことが課題であり、今後はより多くの会員が参加し、情報交換しやすい場を設定できるよう取り組みたいと考えます。

・ 会員への情報提供

ブログでは介護保険制度に関する情報提供や研修会に関する情報等を年間 50 回を超える情報提供・報告を行いました。広報誌も含め、会員の方々に有益な情報提供に今後も取り組んで参ります。

1. 総務広報委員会

①監査：1回

・平成28年5月27日(金) 在宅総合センターひだまり 第1会議室

②理事会：2回

・平成28年6月4日(土) 北日本医療福祉専門学校

・平成28年8月18日(木) 盛岡医療生協組合センター2階

③総会：1回(第16回定時総会)

・平成28年6月4日(土) 北日本医療福祉専門学校

会員 67名 委任状 143名

④広報誌：広報誌「ケアマネの輪」年1回発行

⑤盛岡地区介護支援専門員協議会・盛岡市歯科医師会合同会議

・平成28年8月31日(水) 盛岡市歯科医師会会議室

2. 研修委員会

①定例研修

日時：平成28年6月4日(土) 14:00~17:00

場所：北日本医療福祉専門学校 レインボーホール

内容：講演1「ケアマネジメント業務について」～法令等から考える～

講師：NPO法人いわての保健福祉研究会 ケアマネ支援センター
専門相談員 諸橋 武樹 氏

講演2「介護支援専門員を取り巻く環境」

～介護保険制度における介護支援専門員の未来～

講師：一般社団法人日本介護支援専門員協会

副会長 中林 弘明 氏

(岩手地区介護支援専門員協議会と共催 参加者 97名)

②地区専門研修：(他団体との共催研修として)

ア 盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会研修会

日時：平成28年8月5日(金) 10:00~16:30

場所：医療福祉多機能ビル ケアセンター南昌 世代間交流センター「南昌ホール」

内容：講演「地域包括ケアの推進とケアマネジャーの役割」

講師：桜美林大学大学院 教授 白澤政和 氏

演習：「地域支援計画」

講師：矢巾町地域包括支援センター 所長 吉田 均 氏

(盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会との共催)

(会員 58名出席)

イ 高齢者・障がい者の権利擁護・総合相談研修会

日 時：平成 29 年 1 月 29 日(日) 14:00～16:10

場 所：ふれあいランド岩手 ふれあいホール

内 容：講演「枠を超えたネットワークの構築」

講師：日本社会事業大学 名誉教授 大橋謙策 氏

(盛岡広域振興局・岩手県社会福祉士会盛岡ブロックとの共催)

(会員 105 名出席)

ウ 盛岡薬剤師会・盛岡地区介護支援専門員協議会合同研修会

～連携事例を共有し、お互いを知ろう～

日 時：平成 29 年 2 月 18 日(土) 15:00～17:00

場 所：勤労福祉会館 5 階大ホール

内 容：「事例報告 1」薬剤師の役割について：盛岡薬剤師会常務理事 平山智弘氏
連携事例報告 : のぞみ薬局 佐藤正義氏

「事例報告 2」介護支援専門員の役割について

: イーハートブ地域包括支援センター 鈴木智之氏

連携事例報告 : コアトレース厨川指定居宅介護支援事業所

所長

古川純也氏

「グループ討議」

(盛岡薬剤師会との共催)

(会員 19 名出席)

3 調査研究委員会

アンケート調査 「盛岡地区介護支援専門員協議会アンケート調査」

期 間 : 平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 10 月 17 日

回答者 : 174 名 (内容は広報誌で公表しました)

4 その他

各種委員会、講師派遣協力の依頼

岩手県中央保健所盛岡圏域難病対策協議会	副会長	佐藤幸男
盛岡地域包括支援センター運営協議会	会 員	高橋美由紀
盛岡市地域密着型サービス運営委員会	会 員	高橋美由紀
盛岡市認知症支援ネットワーク会議	理 事	佐藤晋作
地域包括ケアシステム推進委員会	会 員	森 明子
盛岡南部地域リハビリテーション連絡協議会	副会長	鷹薮まゆみ
岩手県中央病院地域医療連携委員会	会 長	西尾卓樹
盛岡圏域保健医療福祉推進会議	会 長	西尾卓樹

議案第 2 号 平成 2 8 年度収支決算について

【提案理由】

平成 2 8 年度盛岡地区介護支援専門員協議会の収支決算について、規約第 1 7 条（3）により、次のとおり承認を求めます。

平成 2 9 年 6 月 1 1 日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

平成28年度盛岡地区介護支援専門員協議会収支決算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目		本年度 予算額	決算額	増減	摘要
大	中				
会費収入		905,000	953,000	48,000	
	日本協会費収入	285,000	304,000	19,000	新規会員6,000円×9人 継続会員5,000円×46人 継続会員(2力年度分)10,000円×2人
	県協会及び地区協会費収入	520,000	589,000	69,000	新規会員2,000円×21人 継続会員2,000円×258人 継続会員(地区のみ)1,000円×1人 継続会員(2力年度分)4,000円×6人 継続会員(3力年度分)6,000円×1人
	賛助金収入	100,000	60,000	-40,000	賛助会員10,000円×6人
受託金収入		40,000	43,042	3,042	
	受託金収入	40,000	43,042	3,042	岩手県介護支援専門員協議会からの郵送補助
寄付金収入		1,000	0	-1,000	
	寄付金収入	1,000	0	-1,000	
事業収入		80,000	126,000	46,000	介護支援専門員手帳販売収入・岩手地区介護支援専門員協議会からの共催金
	事業収入	80,000	126,000	46,000	
雑収入		1,000	0	-1,000	
	雑収入	1,000	0	-1,000	
取崩し収入		1,000	0	-1,000	
	取崩し収入	1,000	0	-1,000	
繰越金収入		173,938	173,938	0	繰越収入
	繰越金収入	173,938	173,938	0	
合 計		1,201,938	1,295,980	94,042	

【支出の部】

科 目		本年度 予算額	決算額	増減	摘要
大	中				
事務費		209,000	190,104	-18,896	
	旅費交通費	50,000	27,000	-23,000	総会及び理事会等の交通費
	会議費	10,000	10,660	660	総会及び理事会開催諸経費
	渉外費	1,000	8,368	7,368	講師懇親会参加費等
	委託金支出	130,000	129,600	-400	事務委託費(消費税込み)
	雑費	3,000	3,476	476	振込手数料、残高証明書発行手数料等
	賃借料	15,000	11,000	-4,000	総会及び理事会会場費
事業費		361,000	418,546	57,546	
	諸謝金	70,000	30,000	-40,000	講師謝金
	旅費交通費	5,000	96,900	91,900	講師交通費・宿泊代
	消耗品費	10,000	22,680	12,680	封筒代、事務用品代
	印刷製本費	60,000	77,151	17,151	総会、研修会案内、広報等の文書作成代
	通信運搬費	150,000	101,815	-48,185	総会及び研修開催郵便料
	会議費	1,000	0	-1,000	
	賃借料	10,000	0	-10,000	
	雑費	55,000	90,000	35,000	介護支援専門員手帳代・地域包括・在介協、社会福祉士会へ共催費
負担金支出		545,000	598,000	53,000	
	日本協会負担金支出	285,000	304,000	19,000	新規会員6,000円×9人 継続会員5,000円×46人 継続会員(2力年度分)10,000円×2人
	岩手県協会負担金支出	260,000	294,000	34,000	会員1,000円×279人 会員(2力年度分)2,000円×6人 会員(3力年度分)3,000円×1人
予備費		86,938	0	-86,938	
	予備費	86,938	0	-86,938	
合 計		1,201,938	1,206,650	4,712	
収支差引額		0	89,330		

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科目名	当年度	前年度	増減
【資産の部】			
1 流動資産			
現預金	237,698	195,738	41,960
立替金	0	0	0
仮払金	0	0	0
未収金	0	0	0
流動資産合計	237,698	195,738	41,960
2 固定資産			
運用財産	0	0	0
積立特定預金	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	237,698	195,738	41,960
【負債の部】			
1 流動負債			
未払金	148,368	17,800	130,568
預り金	0	4,000	-4,000
流動負債合計	148,368	21,800	126,568
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	148,368	21,800	126,568
【純資産の部】			
1 積立金			
積立金	0	0	0
2 繰越金			
当期繰越金	89,330	173,938	-84,608
純資産合計	89,330	173,938	-84,608

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

資産・負債の部	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
預貯金	
普通預金 岩手銀行 本店 NO 2096707	55,368
ゆうちょ銀行 NO 02220-3-107386	177,206
現金	5,124
流動資産合計	237,698
2 固定資産	
その他の固定資産	0
固定資産合計	0
資産合計	237,698
II 負債の部	
1 流動負債	
未払い金	
日本協会負担金	5,000
県協会負担金	5,000
事務委託費	108,000
理事会交通費	22,000
渉外費	8,368
預り金	0
流動負債合計	148,368
2 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	148,368
差引純資産	89,330

監査結果報告書

盛岡地区介護支援専門員協議会

会長 西尾卓樹 様

盛岡地区介護支援専門員協議会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度に関して、業務執行状況及び財務執行状況について、監査を実施しました。

監査の結果、盛岡地区介護支援専門員協議会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、適正であることを認めます。

- 1 監査実施年月日 平成29年5月16日
- 2 監査実施場所 在宅総合センターひだまり 会議室

平成29年5月16日

監事

滝村光一



監事

荒和洋



議案第 3 号 平成 29 年度事業計画（案）について

【提案理由】

平成 29 年度盛岡地区介護支援専門員協議会の事業計画（案）について、規約第 17 条（2）により、次のとおり議決を求めます。

平成 29 年 6 月 11 日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

盛岡地区介護支援専門員協議会

平成29年度事業計画（案）

事業計画

1. 基本方針

介護支援専門員の職能団体として、ノーマライゼーション理念の具現化を目指し、地区の介護支援専門員の一層の結集と、資質の向上に努めながら、ケアマネジメント活動の実践を通じ地域の保健福祉の向上に寄与するものとする。

2. 重点目標

(1) 組織の強化

新たに資格を取得した介護支援専門員、未入会の介護支援専門員に対し、入会PR活動を積極的に行うとともに賛助会員の呼びかけ等から組織の強化を図ります。退会会員の現況確認は継続して実施し、会員名簿を整備、管理します。

(2) 委員会活動体制の充実・強化

研修委員会

会員のスキルアップにつながる研修及び主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす研修を企画、実施します。今年度は岩手県より在宅医療人材育成研修の委託を受けており、医療連携、協働に向けての研修を実施します（秋に開催予定）

調査研究委員会

平成30年度改正を控え、情報の収集、提供を行い、円滑な制度改正移行に向けて取り組みます。また、各種アンケート調査を実施、分析し、研修企画への反映、行政等への提言、関係機関と連携強化に活用します。

広報委員会

タイムリーな情報提供、会員間のネットワーク構築につながる広報誌を発行します。また、ブログを積極的に活用し、情報を発信していきます。

(3) 関係機関、他団体との連携及び合同研修会の開催

各関係団体との連携を深めながら、共催による研修会を企画、開催します。

連携を構築している団体

（盛岡市医師会、盛岡市歯科医師会、盛岡薬剤師会、盛岡ブロック社会福祉士会、盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会）

今後連携構築を進めていく団体

（理学療法士会、作業療法士会、看護協会、訪問看護ステーション協議会、介護福祉士会、ヘルパー協議会、グループホーム協会、小規模多機能連絡会、福祉用具供給協会、福祉系大学・専門学校等）

(4) 会員相互の連携、情報交換の場の充実

研修会とリンクをしながらの交流会、情報交換会を開催し、会員が一人で抱え込むことのないよう、会員相互の連携、情報共有の場をつくり、業務の負担軽減のために支援します。

(5) 会員への情報提供

介護保険制度改正後の解釈通知、Q & A、介護保険最新情報等を県協会のホームページ及び盛岡地区協議会独自のブログ、広報を活用し、情報提供を行います。

3. 活動計画

(1) 総務広報委員会

- 1) 理事会 : 年2回
- 2) 監査 : 年1回
- 3) 正副会長会議 : 随時
- 4) 総会 : 年1回
- 5) 会報 : 年1回
- 6) ブログ(情報提供) 随時
- 7) 関係機関、他団体との連携

(2) 研修委員会

- 1) 定例研修
 - ① 地区総会時研修 : 年1回
 - ② 地区専門研修(他団体との共催研修等) : 年3回
 - ③ 在宅医療人材育成研修(県委託事業)

(3) 調査研究委員会

- 1) 行政との意見交換会の企画
- 2) 次期介護保険法改正に係る情報収集と分析
- 3) アンケートの実施

4. その他必要な事業の実施

- (1) 災害派遣福祉チームへの参画及び災害支援ボランティアへの協力
- (2) 各種研修の講師派遣
- (3) 諸会議、委員会等の派遣依頼への協力

議案第 4 号 平成 29 年度収支予算（案）について

【提案理由】

平成 29 年度盛岡地区介護支援専門員協議会の収支予算（案）について、規約第 17 条（2）により、次のとおり議決を求めます。

平成 29 年 6 月 11 日提出

盛岡地区介護支援専門員協議会
会長 西尾 卓樹

平成29年度盛岡地区介護支援専門員協議会収支予算書(案)

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	摘要
大 中				
会費収入	983,000	905,000	78,000	
日本協会会費収入	293,000	285,000	8,000	(新規)6000円×3人、(継続)5000円×55人
県協会及び地区協会会費収入	590,000	520,000	70,000	県協会及び地区協議会(継続)2000円×285人 (新規)2000円×10人
賛助金収入	100,000	100,000	0	賛助会員10,000円×10人
受託金収入	40,000	40,000	0	
受託金収入	40,000	40,000	0	岩手県介護支援専門員協議会からの郵送補助金
寄付金収入	1,000	1,000	0	
寄付金収入	1,000	1,000	0	
事業収入	100,000	80,000	20,000	
事業収入	100,000	80,000	20,000	研修会共催費等
雑収入	30,000	1,000	29,000	
雑収入	30,000	1,000	29,000	岩手県介護支援専門員手帳販売収入等
取崩し収入	1,000	1,000	0	
取崩し収入	1,000	1,000	0	
繰越金収入	89,330	173,938	-84,608	繰越収入
繰越金収入	89,330	173,938	-84,608	
合 計	1,244,330	1,201,938	42,392	

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	摘要
大 中				
事務費	199,000	209,000	-10,000	
旅費交通費	30,000	50,000	-20,000	総会及び理事会
会議費	10,000	10,000	0	総会及び理事会開催諸経費
渉外費	10,000	1,000	9,000	
委託金支出	130,000	130,000	0	事務委託費(消費税込み)
雑費	4,000	3,000	1,000	振込手数料、残高証明書発行手数料等
賃借料	15,000	15,000	0	総会及び理事会会場費
事業費	441,000	361,000	80,000	
諸謝金	110,000	70,000	40,000	講師謝金
旅費交通費	35,000	5,000	30,000	講師旅費交通費
消耗品費	20,000	10,000	10,000	封筒代等
印刷製本費	80,000	60,000	20,000	研修通知等のコピー料金、用紙代等
通信運搬費	120,000	150,000	-30,000	総会及び研修開催郵便料
会議費	1,000	1,000	0	講師お茶代等
賃借料	5,000	10,000	-5,000	
雑費	70,000	55,000	15,000	介護支援専門員手帳販売料、共催費
負担金支出	588,000	545,000	43,000	
日本協会負担金支出	293,000	285,000	8,000	(新規)6000円×3人、(継続)5000円×55人
岩手県協会負担金支出	295,000	260,000	35,000	(新規)1000円×10人、(継続)1000円×285人)
予備費	16,330	86,938	-70,608	
予備費	16,330	86,938	-70,608	
合 計	1,244,330	1,201,938	42,392	
収支差引額	0	0		

盛岡地区介護支援専門員協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「盛岡地区介護支援専門員協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、介護支援に関する調査・研究・研修を通し介護支援専門員の資質の向上と会員相互の連携を図り、盛岡・矢巾・紫波地域における医療・保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上のための各種研修や調査研究
- (2) 介護支援専門員の資質向上のための情報の収集及び提供
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は次の会員をもって組織する。

- (1) 会員 盛岡市・矢巾町・紫波町に居住、あるいは市町内にある事業所などに所属する介護支援専門員の資格を有する者
- (2) 準会員 その他、理事会で入会を認める者
- (3) 賛助会員 協議会の趣旨に賛同して入会を希望する機関、施設、団体等

(会費)

第5条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 会員及び準会員は、年2,000円とする
- (2) 賛助会員は、年10,000円とする

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 介護支援専門員の登録を取り消されたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を2年間遅延し、会費請求後1カ月以内に納入しないとき。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第9条 会員が、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

(役員)

第10条 協議会の事業を遂行するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長及び監事は総会において会員の中から選出する。

3 副会長、理事は会長が指名する。

4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として会務の執行にあたる。

5 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の先決事項)

第13条 会長は、第11条第2項に規定する職務を行うほか、次に掲げる事項について先決することができる。

(1) 総会に附議すべき事案に相当する事案で、急施を要するため総会に附議すべき暇がない場合に当該事案を処理すること。

2 会長は、第1項の先決処理したときは、その日後に招集される直近の総会に報告しなければならない。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会に出席し、協議会の運営に対して助言を行う。

3 顧問は、医療、保健、福祉の関係団体から、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(機関)

第15条 協議会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、委任状を含め会議構成員の過半数をもって定足数とし、出席者の過半数の賛成により議決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

3 総会の議長は、総会にて選任する。

4 準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べ、要望し、助言することができるが、

議決権は有しない。

(総会の議決事項)

第17条 総会で決すべき事項は、第24条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の承認に関する事項
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(理事会の審議事項)

第19条 理事会で決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 協議会の事業執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費)

第20条 協議会の運営に要する経費は、会費、事業収入、寄付金等をもってこれに充てる。

(決算及び監査)

第21条 協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 協議会の事務局は、会の定めるところに置く。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年6月7日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年6月6日から施行する。

【備 考】

会の事務所は、〒020-0835 岩手県盛岡市津志田26-30-1
在宅総合センターひだまり事務局内に置く

TEL 019-635-1308・FAX 019-635-9075